

## 議題：第30号

### 平成31年度 甲府市武田氏館跡歴史館の臨時開館日及び 開館時間、並びに年始の開館運営について

#### 1 臨時開館日及び開館時間

武田神社の正月3が日の初詣客は、例年10万人を越えており、新しい元号となって、初めての正月を迎える今年度は、県内外をはじめ、帰省客等も例年よりも多く訪れることが予想され、今年4月に開館した「甲府市武田氏館跡歴史館」を効果的にPRする好機となる。

このことから、本来休館日である12月31日（火）の午後11時から開館時間外である翌日令和2年1月1日（水）の午前3時までを臨時開館するとともに、特別展示室の観覧料を無料とする。

#### 【臨時開館日及び開館時間】

令和元年12月31日（火）午後11時から  
令和2年 1月 1日（水）午前 3時まで

#### 2 年始の開館運営

甲府市武田氏館跡歴史館条例第6条2項に基づき、令和2年1月1日（水）から同3日（金）は開館日となっている。前述のとおり、武田神社への初詣客が例年よりも多く訪れることが予想されることから、効果的にPRする好機と捉え、特別展示室の観覧料を無料とする。

# 参考

## ○甲府市武田氏館跡歴史館条例

平成30年9月21日

条例第24号

### (設置)

第1条 国史跡武田氏館跡に関する資料の収集、保存、展示等により、その有する歴史的・文化的価値に対する市民の理解を深め、もって市の教育、学術及び文化の振興に寄与するため、甲府市武田氏館跡歴史館（以下「歴史館」という。）を設置する。

### (位置)

第2条 歴史館の位置は、甲府市大手三丁目1番14号とする。

### (施設)

第3条 歴史館に次に掲げる施設を置く。

- (1) 総合案内
- (2) 常設展示室
- (3) 特別展示室
- (4) 学習室
- (5) 茶室

### (管理)

第4条 歴史館は、教育委員会が管理運営する。

### (事業)

第5条 歴史館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 国史跡武田氏館跡に係る資料の収集、保存、展示等に関すること。
- (2) 国史跡武田氏館跡に係るガイダンスの実施及び学習の援助に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、歴史館の設置目的を達成するために必要な事業

### (休館日及び開館時間)

第6条 歴史館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日  
に当たるときは、その翌日）
- (2) 12月29日から同月31日まで
- 2 前項第1号に規定する休館日は、1月1日から同月3日まで及び4月29日から5月5日までの日  
を除く日において、これに該当する日とする。
- 3 歴史館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、歴史館を臨時  
に開館し、若しくは休館し、又は開館時間を変更することができる。

### (入館の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、歴史館への入館を拒否し、又

## 参考

は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、展示資料等を毀損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、歴史館の管理上必要な指示に従わないとき。

(観覧料)

第8条 歴史館の入館者（特別展示室を観覧する者に限る。）は、別表に定める観覧料を納付しなければならない。

(観覧料の減免)

第9条 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。

(観覧料の不還付)

第10条 既に納付された観覧料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第11条 故意又は過失により歴史館の施設、展示資料等を毀損し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成31年教委規則第2号で平成31年4月5日から施行)

別表（第8条関係）

区分		金額
一般	個人	300円
	団体（1人につき）	240円
高校生以下		無料

備考 団体は、20人以上の場合とする。

## 令和2年甲府市「成人の日のつどい」の実施について

- 目 的 「国民の祝日に関する法律」において、「成人の日」を、「おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いほげます。」としている中、甲府市・甲府市教育委員会では、当該行事を令和2年甲府市「成人の日のつどい」として実施する。
- 成人に達した男女の新しい門出を祝福するとともに、成人としての誇りと自覚を促し、明日の甲府市の発展のための若き原動力となるよう、社会的連帯感の高揚及び資質の向上を図ることを目的に開催する。

- 対 象 者 平成11年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者で、次のいずれかに該当する者
- ・ 甲府市住民登録者
  - ・ 甲府市「成人の日のつどい」への参加を希望する者  
(甲府市出身で、現在市外在住の者)
- 例：警察学校への入校や、大学等で市外へ出ている場合

甲府市住民登録者数（外国人住民を含む。）令和元年9月30日現在  
2,110人（男 1,087人 女 1,023人）

- 主 催 甲府市・甲府市教育委員会
- 式典日時 令和2年1月12日（日）午前10時～（約30分間）
- 実施場所 甲府市総合市民会館 山の都アリーナ
- 内 容
- ①全体構成
- ☆記念事業  
「甲府市成人の日のつどい記念事業委員会」が企画・運営する記念行事（恩師からのビデオレター上映等）とする。  
(午前9時～（約1時間）)
  - ☆式典  
甲府市・甲府市教育委員会主催とし、厳粛なものとする。  
(午前10時～（約30分間）)
- ②式典内容（次第別添）
- ・ 国旗、市旗の掲揚
  - ・ 国歌、甲府市の歌斉唱
  - ・ 市長、市議会議長のあいさつ
  - ・ 市民憲章の唱和
  - ・ 新成人メッセージの朗読
  - ・ 親から新成人へのメッセージ（母子健康手帳の贈呈）
  - ・ 来賓紹介

## 報告：第16号

### ③出席者

#### 《来賓招待者》

- ・ 甲府市選出県議会議員
- ・ 甲府市議会議員
- ・ 各地区自治会連合会会長
- ・ 青少年育成甲府市民会議会長
- ・ 甲府市社会教育委員

#### 《主催者側》

- ・ 市長
- ・ 副市長
- ・ 代表監査委員
- ・ 選挙管理委員会委員長
- ・ 市立病院長
- ・ 教育長
- ・ 教育委員
- ・ 市部局長

以下の職員は、式典がスムーズに進行するよう運営に協力する。

- ・ 教育委員会管理職職員
- ・ 甲府市立小中学校長
- ・ 甲府商業高等学校長
- ・ 甲府商科専門学校長

### ④運 営

運営総括は教育部生涯学習室生涯学習課とする。

- ・ 総括責任者 生涯学習室長

### ⑤その他

- ・ 胸花は付けない。
- ・ 記念品の贈呈は行わない。
- ・ 国歌・甲府市の歌の伴奏はテープ演奏とする。
- ・ あいさつ等は、  
市長（新成人に贈ることば）  
市議会議長（励ましのことば）  
教育長（開式のことば）  
教育長職務代理者（閉式のことば） とする。

以 上

# 報告：第16号

## 【別添】

### 次 第

式典（午前10時開式 約30分間）

〔司会：山形由紀子〕

① 開式のことば

甲府市教育委員会教育長 小林 仁

② 国歌斉唱

③ 市民憲章の唱和（新成人代表）

<sup>うなぎいけ</sup> 鰻池 <sup>ももこ</sup> 桃子さん（山梨学院短期大学在学）

④ 新成人に贈ることば

甲府市長 樋口 雄一

⑤ 励ましのことば

甲府市議会議長 金丸 三郎

⑥ 来賓紹介（以下について、職名のみ紹介）

- ・ 甲府市選出県議会議員
- ・ 甲府市議会議員
- ・ 各地区自治会連合会会長
- ・ 青少年育成甲府市民会議会長
- ・ 甲府市社会教育委員

⑦ 新成人メッセージ朗読（新成人代表 男女各1名）

<sup>かさい</sup> 河西 <sup>かいと</sup> 海飛さん（大原スポーツ公務員専門学校甲府校在学）

<sup>たなか</sup> 田中 ともかさん（山梨学院短期大学在学）

⑧ 親から新成人へのメッセージ（新成人親子代表）

<sup>ささもと</sup> 笹本 <sup>たけし</sup> 武さん（父）

<sup>ささもと</sup> 笹本 <sup>なつき</sup> 菜月さん（新成人）（山梨学院短期大学在学）

⑨ 甲府市の歌

⑩ 閉式のことば

甲府市教育委員会 教育長職務代理者 市川 修策